

靖国神社に A 級戦犯受刑者は祭られていない

前回述べた通り、終戦の日に政治家が靖国神社を参拝することを中国や韓国が非難する理由として、東京裁判の A 級戦犯が合祀されていることを挙げている。

「戦争犯罪者を祭った神社を参拝するのは、先の戦争を謙虚に反省していない」と、するものである。

しかし、実際には靖国神社には東京裁判の A 級戦犯受刑者は祭られていない。祭られているのは A 級戦犯容疑者である。

この容疑者と刑の確定した受刑者では一万倍の違いがある。

容疑者とはあくまで疑いを掛けられた者であり、その後公正な裁判の場に於いて、証拠や証言が審理され、該当法令に基づいて有罪か無罪かが決定され、刑が言い渡され、受刑者となる。

非業の死を遂げた安倍元首相の祖父にあたる岸信介氏も日本財団の基礎を作った笹川良一氏も A 級戦犯容疑者であった。A 級戦犯容疑者として逮捕された人間は百人以上に上る。その内 28 人が裁判の被告とされた。

東京ドームなどの野球場やその他の催しの会場でも A 席、B 席、C 席等（中には S 席もあるが・・・）と分けられ、A 席は B 席や C 席より値段は高いが、他より見やすい場所に設けられている場合が多い。

東京裁判でも A 級戦犯、B 級戦犯、C 級戦犯に分けて審理され、何か A 級戦犯とは他の戦犯よりデラックスな戦犯を連想しがちであるが、この A、B、C の違いはグレードの違いではなく、カテゴリーの違いである。

A 級戦犯とは、平和に対する罪。すなわち、侵略戦争あるいは国際条約、協定、誓約に違反する戦争の計画、準備、開始あるいは遂行、またはこれらの各行為もいずれかの達成を目的とする共通の計画あるいは共同謀議への関与。

B 級戦犯とは、戦争犯罪。すなわち、戦争の法規または慣例の違反。この違反は、占領地所属あるいは占領地内の一般人民の殺害、虐待、奴隷労働その他の目的のための移送、俘虜または海上における人民の殺害あるいは虐待、人質の殺害、公私の財産の略奪、都市町村の恣意的な破壊または軍事的必要により正当化されない荒廃化を含む。ただし、これらは限定されない。

C 級戦犯とは、人道に対する罪。すなわち戦争前あるいは戦争中にすべての一般人に対して行われた殺害、殲滅、奴隷化、移送及びその他の非人道行為、または犯行地の国内法の違反であると否とを問わず、裁判所の管轄に属する犯罪の遂行としてあるいはこれに関連して行われた政治的、人種的または宗教的理由に基づく迫害行為。

と、定義されている。

B級戦犯即ち戦争犯罪（または戦場犯罪）に関してはハーグ陸戦協定、ジュネーブ条約などにより国際的に取り決められている。

日本の降伏条件を通告したポツダム宣言（実際の無条件降伏とは異なるが）では、戦争犯罪人の処罰を明文化しているが、これまでの戦争において戦争を開始した指導者が処罰された前例は無く、該当する明文化された国際的取り決めも無かった。

従って、当時の日本政府も戦争（戦場）犯罪者だけを想定していたふしがある。

第一次世界大戦で、その戦禍はヨーロッパを中心に世界中に及び、もう二度とこのような悲惨な戦争を繰り返すまいと「平和に対する罪」の概念が巻き起こって来る。しかし、「平和に対する罪」に関して明確な規定はなされていない。

第一次大戦末期オランダに亡命したドイツ帝国皇帝ヴィルヘルムII世を引き渡すよう英国はオランダに交渉しているが、オランダ政府はこれを拒否している。結局連合国は引き渡し要求を取り下げ、欠席裁判も行われなかった。

「平和に対する罪」制定への機運は高まっているが、第二次大戦終了時点で明文化された物は無い。

法治国家では「罪刑法定主義」の立場をとる。「罪」とはそれに関連する「法」が存在し、それに違反したときに生じる。法無き所に罪は無いのである。

東名高速でアオリ運転を繰り返し脅迫し事故に至らしめ運転者の両親を死に至らしめた悲惨な事件があったが、当時はアオリ運転に関する法令は無かったので犯人をアオリ運転の罪で罰することは出来ない。

社会的正義としては忸怩たる思いはあるが、それが罪刑法定主義と云うものだ。

世界には事件の後に法律を作って（これを事後法という）、その法に基づいてそれ以前の事件を審判する国もある。

しかし、事後法を認めると復讐心が満たされるまで、手を変え品を変え次々と新しい法律を作って永遠に罰し続ける事態が発生しかねない。

法治国家では事後法は認めていない。

東京裁判に参加した国で事後法を認めている国は無い。

次に裁判の管轄権の問題がある。あらゆる裁判には管轄権が明確にあることが大前提である。民事裁判所で刑事裁判を裁くことは出来ない。

家庭裁判所、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所などそれぞれの裁判所にはその管轄範囲がある。

東京裁判が国際裁判であるなら、国際裁判所で行われなければならない、国際法に基づいて裁判が行われなければならない。

東京裁判を「極東軍事裁判」とするなら、対象となるのは軍人だけで、軍法に基づいて行われなければならない。しかし、東京裁判では非軍人も味噌糞に審理している。

昔テレビ番組で“遠山の金さん”シリーズが放送され、主人公の遠山の金さん（遠山左衛門尉景元）が、単身潜入捜査を行い、検挙し、自供に追い込み、判決を下すストーリー展開に一種のカタルシスを覚えたものであるが、法治国家では警察権と裁判権は明確に分離している。犯罪捜査を担当していた人間が、その犯罪に対する裁判の判事になることは在り得ない。所が、東京裁判の裁判長に就任したウィリアム・ウエップは、日本の残虐行為に対する調査を担当し報告書を提出していた人間である。

この様に東京裁判とはおよそ裁判の体をなさない戦勝国による世界に向けてのプロパガンダであったため、当然 A 級戦犯の審理も紛糾し、結論の出ないものであった。

しかし、来るべき戦争に備えて審理をこれ以上長引かせたくない米国政府の思惑により、東條英機ら 7 人の軍人及び政治家が絞首刑に処されている。

これらの A 級戦犯として起訴され処刑された 7 人は同時に B 級戦犯、C 級戦犯としても有罪とされており、事後法である「平和に対する罪」で有罪に持ち込むことが出来なかったためと思われる。

東條英機は「真珠湾を不法攻撃し、アメリカ軍人と一般人を殺害した罪」により、死刑判決を受けているが、天皇陛下の命を受け、日米開戦抑止に奔走した事実とは余りにもかけ離れているように思う。

東京裁判において昭和天皇の戦争責任が追及されることは無かったが、昭和天皇の誕生日に起訴状が発表され（1946 年 4 月 29 日）、現上皇の誕生日に 7 人の絞首刑が執行（1948 年 12 月 23 日）されたのを悪意と感ぜない日本人はいないであろう。

戦争の惨禍に見舞われた人間は、戦勝国の人間であっても敗戦国の人間であっても互いに相手に恨みが残る。しかし、恨みを残し、相手を非難するだけでは平和な世界を築くことは出来ない。

<この文の作成にあたっては米国人弁護士ケント・ギルバート氏の著作『米国人弁護士が「断罪」東京裁判という茶番』（KK ベストセラーズ社）から多くを引用させていただいております。>